



カーボンオフセットの最新動向

2024年12月18日

大臣官房環境経済課

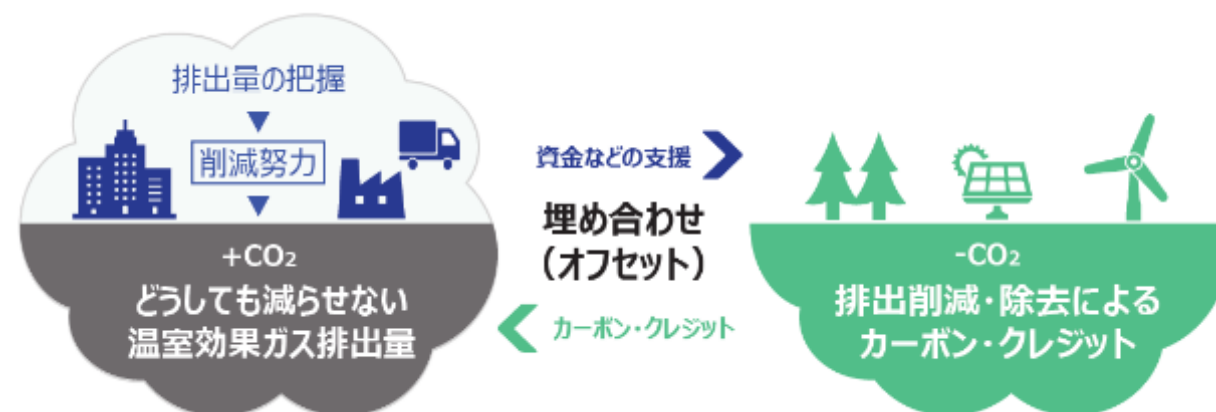
課長補佐 宮原 薫



カーボンオフセットとは

カーボン・オフセットとは？

- カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、カーボン・クレジット等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。
- カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)の他にメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)。



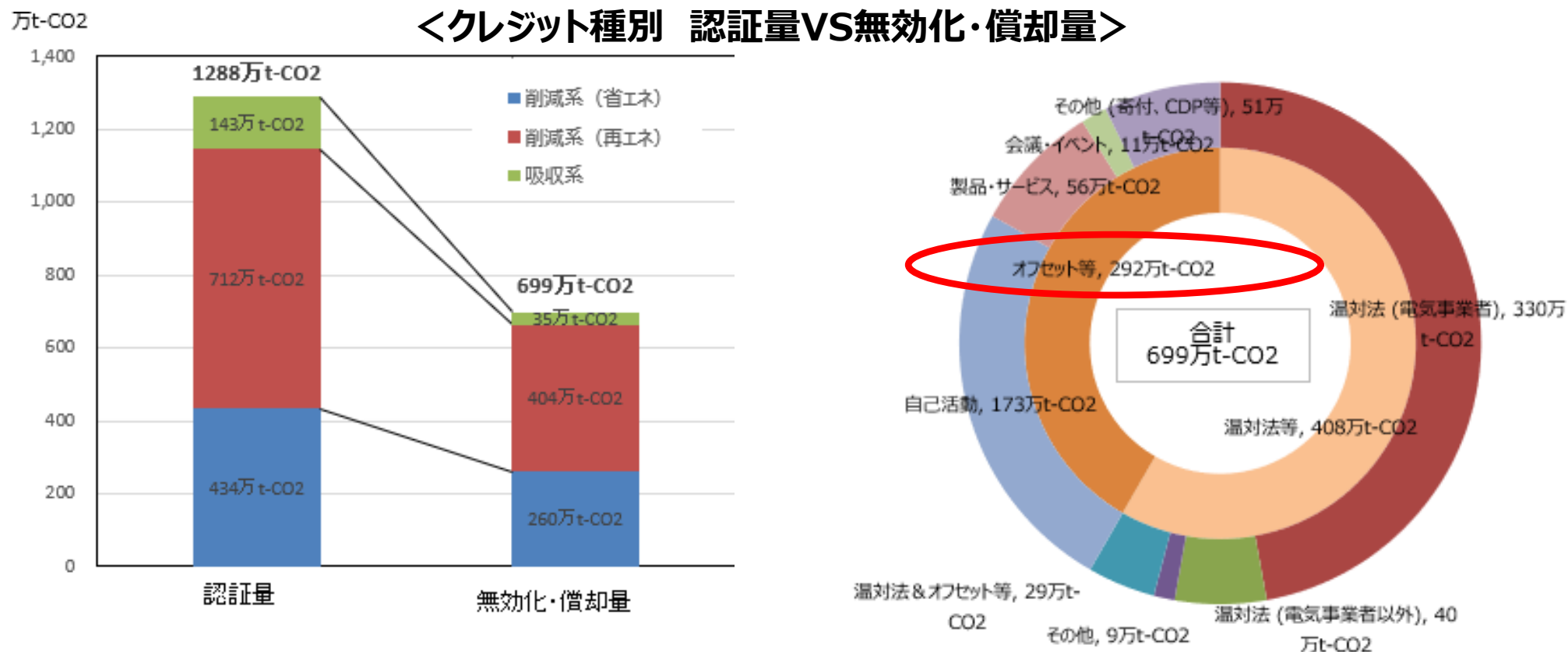
カーボン・オフセットの推移（Jクレジット） 1/2



- 全認証量1288万t-CO₂中、これまでに無効化・償却されたクレジットは、699万 t-CO₂

2008年度以降のJ-クレジット、国内クレジット、J-VER全てのクレジットの累計。

- クレジットの認証量に対する無効化・償却量は、削減系（省エネ）約60%、削減系（再エネ）約57%、吸収系クレジット約25%
- 電力の排出係数調整、自己活動や製品・サービスのオフセットへの利用が多い



認証量は第61回認証委員会終了時点、無効化・償却量は2024年7月末時点の実績

※ 2013年度以前の削減系の無効化・償却量の内訳はデータがないため、全て削減系（省エネ）としている。

カーボン・オフセットの推移（Jクレジット） 2/2



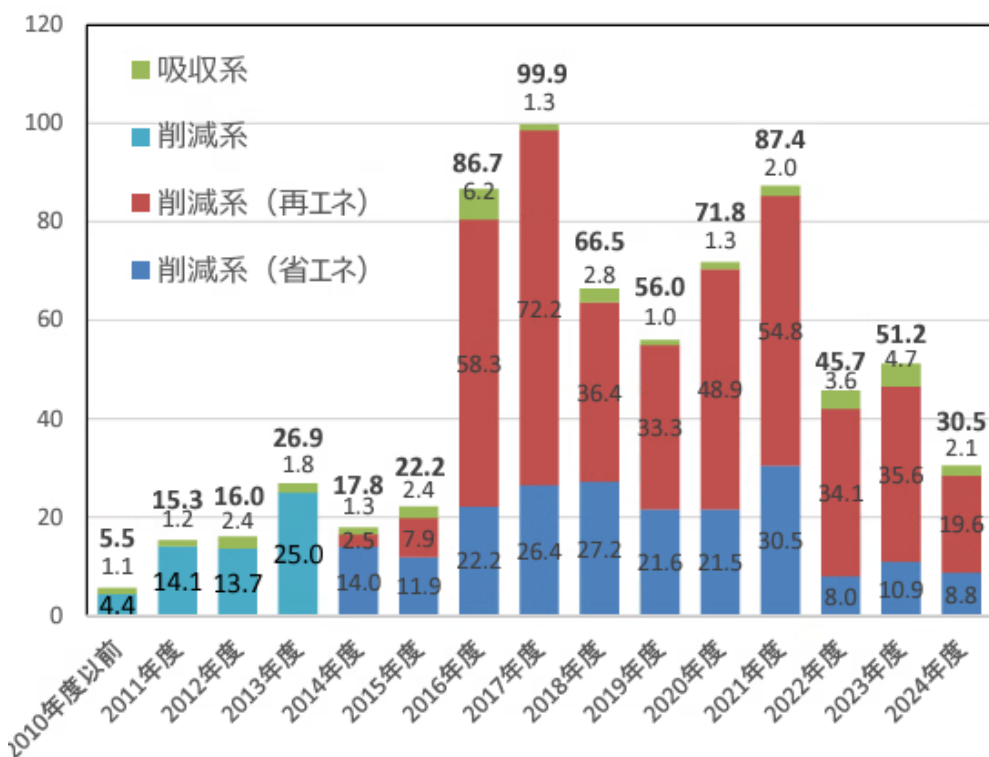
■ 近年は「オフセット等」が増加し、2021年度には「温対法（係数）」を上回った。

無効化とは、J-クレジット登録簿上でJ-クレジット、J-V E Rを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

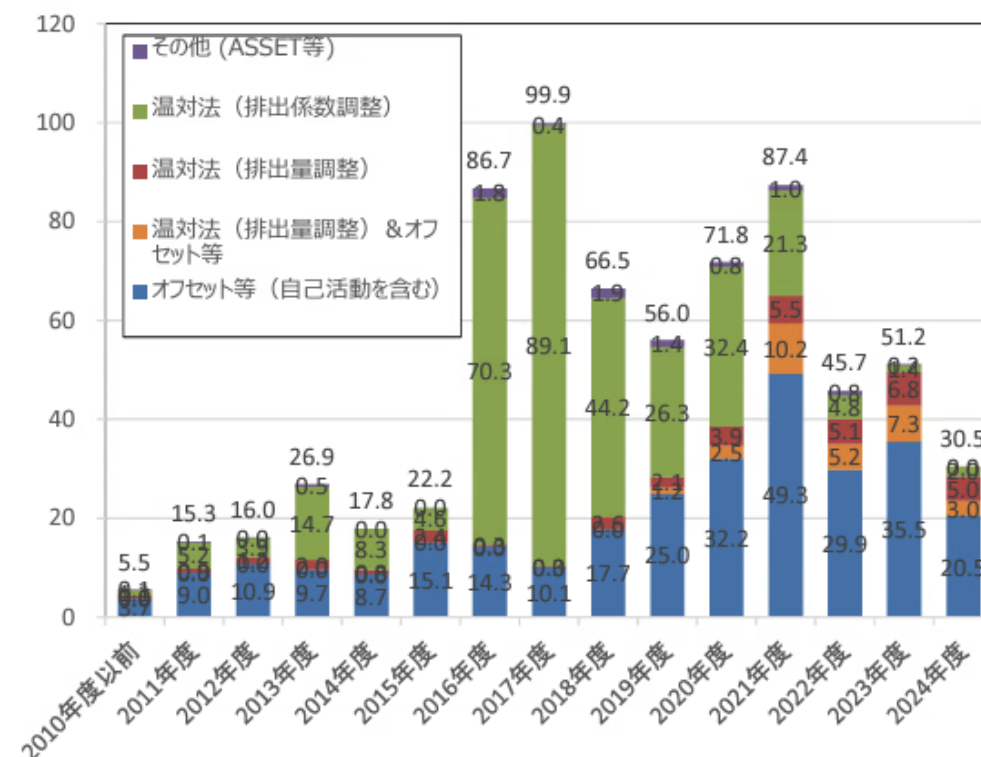
償却とは、J-クレジット登録簿上で国内クレジットを償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

<クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移>

万t-CO2



万t-CO2



2024年7月末時点の実績

※2013年度以前の無効化・償却量の内訳は削減系と吸収系のみで区別されている。

カーボン・オフセット指針及びカーボン・ オフセットガイドライン改訂に関する紹介

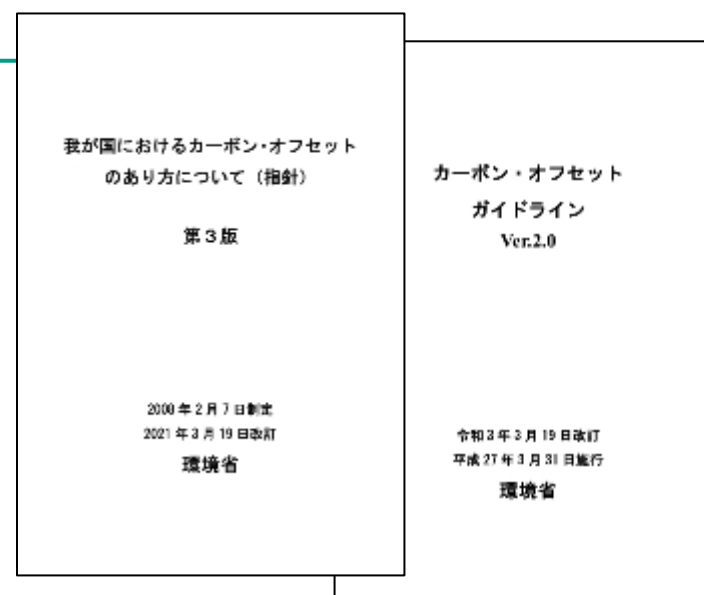
カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドラインの改訂について



- 環境省では事業者等へカーボン・オフセットの取り組みを促すため、2008年に適切なオフセットの規範等を示した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を作成した。さらに、2015年に事業者がオフセットに取り組む上での実務や手続きを中心に説明した「カーボン・オフセットガイドライン」を作成した。
- 「カーボン・オフセット」とは、市民、企業等が、**自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、排出削減・吸収量（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、排出量の全部又は一部を埋め合わせる**という考え方。
- 2023年12月より、昨今のオフセットに対する関心の高まりを受け、国内での信頼性の高いオフセットを推進し、かつ中小企業の担当者や個人等のこれまでオフセットに馴染みがない方々にも理解を促す等を目的とし、**『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』及び『カーボン・オフセットガイドライン』の改訂を有識者にご議論いただいた。**

※構成委員は以下の通り（敬称略）

（座長）有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授
深津 学治 グリーン購入ネットワーク 事務局長
深津 功二 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
二宮 康司 （一財）日本エネルギー経済研究所 クリーンエネルギーユニット
再生可能エネルギーグループグループマネージャー・研究主幹
三宅 香 三井住友信託銀行株式会社 ESGソリューション企画推進部 フェロー役員



主な改訂内容（１）



カーボン・オフセットに係る**考え方の再整理**、**最新情報への更新**、**分かりやすさの改善**の観点から改訂を実施した。

改訂のポイント	改訂内容
①カーボン・オフセットの定義 カーボン・オフセットの定義がわかりづらかったため、見直しを行った。	指針：（カーボン・オフセットとは） 『カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、 <u>カーボン・クレジット等</u> により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。』
②カーボンニュートラルの定義 「ISO14068-1:2023 カーボンニュートラリティ」の要件等を参考とし、国際的なカーボンニュートラル定義にあわせた記載とした。	指針：（カーボンニュートラルとは） 「カーボンニュートラルとは、社会の構成員が、 <u>取組の対象において重要なすべての活動範囲を考慮して温室効果ガスの排出量を認識し、排出量を最小化する目標及び計画に沿って主体的かつ継続的にこれを削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジット等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。</u> 」
③カーボン・オフセットの類型の変更 オフセットの類型がわかりづらいとの声を反映し、既存の5つの類型を再整理した。	指針：（カーボン・オフセットの類型） <u>（１）製品・サービスオフセット</u> <u>（２）会議・イベントオフセット</u> <u>（３）組織活動オフセット</u> 指針：（その他の取組） <u>● 製品・サービスを介す取組だが、消費者の日常生活からのGHG排出など、製品・サービスのライフサイクルに含まれないGHG排出を埋め合わせる取組</u> <u>● カーボン・オフセットの対象や主体を設定せずにクレジットを無効化する取組</u>

主な改訂内容（２）



改訂のポイント	改訂内容
④クレジットの性質 信頼性の高いオフセットを促すため、オフセットに用いるクレジットの性質を一部追加した。	指針：（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質） ①確実な排出削減・除去が実現されていること ②排出削減・除去量が一定の精度で算定されていること ③温室効果ガス除去の場合はその永続性が確保されていること ④クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及び二重使用が回避されること <u>⑤クレジットを創出するプロジェクトの環境・社会配慮が行われ持続可能性が確保されること</u>
⑤クレジットの種類の更新 オフセットに用いる代表的カーボン・クレジットを記載した。	指針：（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類） ● <u>J-クレジット制度</u> （国内のプロジェクトが対象） ● <u>JCM</u> （国外のプロジェクトが対象） ● <u>パリ協定6条4項メカニズム</u> （国外のプロジェクトが対象） ● <u>その他のクレジット制度</u>
⑥カーボン・クレジット使用の報告 クレジットの使用を報告できる代表的な制度（右記）を記載した。	ガイドライン：（温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告） ① <u>温対法に基づく算定・報告・公表制度</u> ② <u>省エネ法の定期報告</u> ③ <u>国際イニシアティブ（CDP、SBT、RE100）</u>
⑦カーボン・オフセットの取組を促進する仕組み カーボン・オフセットの取り組みの促す制度等の情報を更新した。	ガイドライン：（カーボン・オフセットの取組を促進する仕組み） 1.カーボン・オフセット宣言 2. <u>デコ活</u> 3.カーボン・オフセット第三者認証プログラム 4. <u>どんぐり制度</u> 5. <u>グリーン購入法の特定調達物品における配慮事項</u>

カーボン・オフセットの類型について

- 「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿ったカーボン・オフセットの取組として、製品・サービス、会議・イベント、組織活動、3種類の活動を対象とした取組が行われている。
- カーボン・オフセットを行ったことを主張する者（「オフセット主体」と呼ぶ）の観点からは、取組事業者自らがカーボン・オフセットを主張する場合と、カーボン・オフセットされた製品・サービスの購入・利用者等の他者がカーボン・オフセットを主張する場合がある。

		オフセット主体	
		自ら（取組実施者）	他者（利用者等）
オフ セ ツ ト 対 象	製品・サービス	（1）製品・サービスオフセット	
	会議・イベント	（2）会議・イベントオフセット	-
	組織活動	（3）組織活動オフセット	-

カーボン・オフセットの類型 ① 製品・サービスオフセット

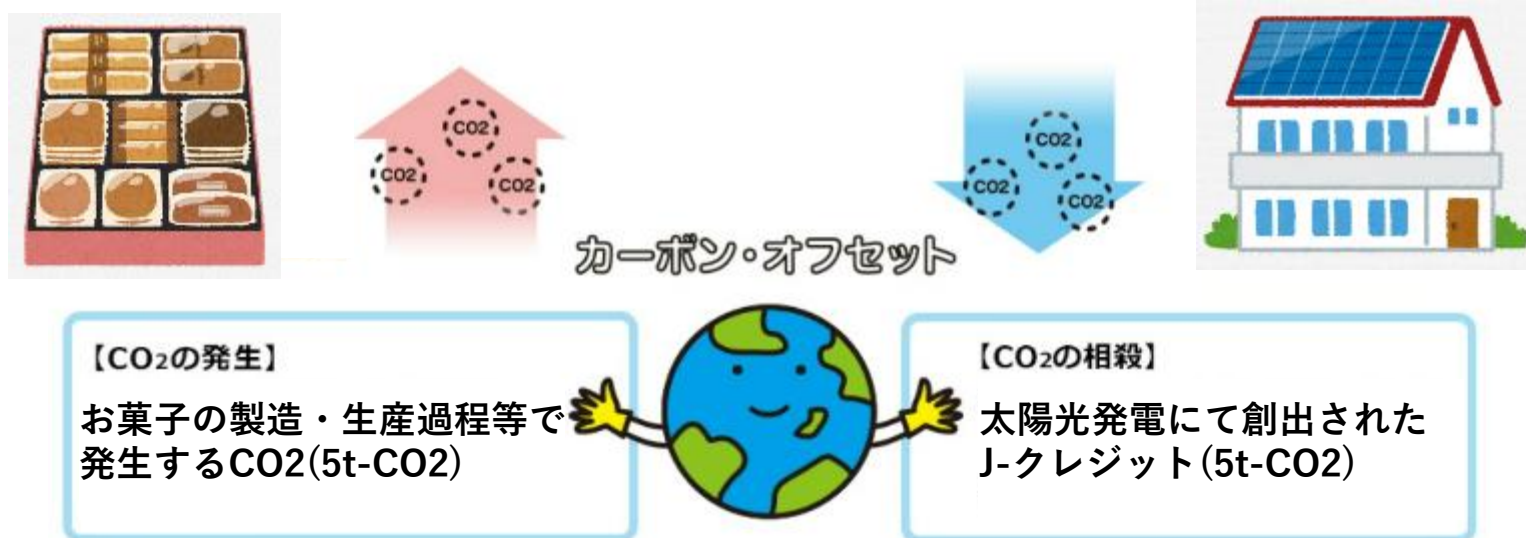
(1) 製品・サービスオフセット

製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

本取組には、製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が自らカーボン・オフセットを主張する場合と、製品・サービスの利用者等がオフセットを主張する場合がある。



例. お菓子のカーボン・オフセット



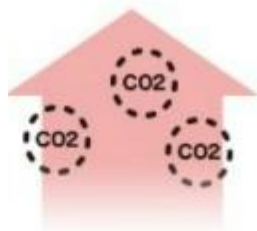
カーボン・オフセットの類型 ②会議・イベントオフセット

(2) 会議・イベントオフセット

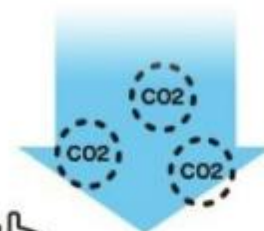
コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



例.カーレース大会のカーボン・オフセット



カーボン・オフセット



【CO₂の発生】

競技車両、運営スタッフの車両、
電力用発電機等から発生するCO₂
(20t-CO₂)



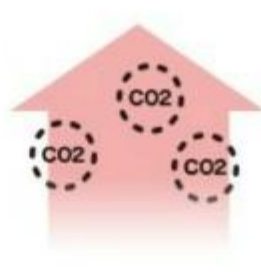
【CO₂の相殺】

地元の森林由来の木質バイオマス
発電にて創出したJ-クレジット
(20t-CO₂)

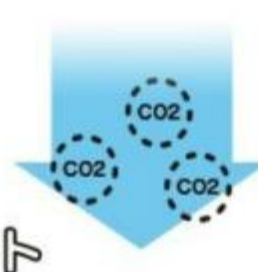
カーボン・オフセットの類型 ③組織活動オフセット

(3) 組織活動オフセット

企業、自治体、NGO等の組織が、**組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる**取組。



カーボン・オフセット



【CO₂の発生】

事業で使用する燃料、電力や
従業員の通勤等で排出されるCO₂
(1000t-CO₂)



【CO₂の相殺】

森林吸収によって創出された
J-クレジット
(1000t-CO₂)

カーボン・オフセットの類型外の活用方法

(1)～(3)の類型にあてはまらないクレジットを活用する取組も行われている。
これらの取組では、本指針の定める「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿わない部分があるが、市民等による削減活動の促進や排出削減・除去プロジェクトへの資金還流への貢献につながる。

クレジット付製品・サービス

製品・サービスを介した取組であるが、製品・サービスのライフサイクルに含まれない温室効果ガスの排出量を埋め合わせる取組が行われている。

例. クレジット付年賀状



貢献型活用

カーボン・オフセットの対象や主体を設定せずにクレジットを無効化する取組が行われている。
例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売・提供やイベントの開催やチケットの販売と併せて、クレジットを購入・無効化し、日本や世界全体の温室効果ガス排出の削減に貢献することを主張する取組が挙げられる。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質について



カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、

- ①**確実な排出削減・除去が実現**されていること、
- ②**排出削減・除去量が一定の精度で算定**されていること、
- ③温室効果ガス除去の場合はその**永続性が確保**されていること、
- ④クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、**クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用が回避される**こと等の一定の基準を満たしていること、
- ⑤クレジットを創出するプロジェクトが環境・社会配慮を行い**持続可能性を確保**すること、

が必要である。カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこれらの基準を満たしていることを確保するために、第三者機関による検証が行われていることが望ましく、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが望ましい。

運営主体	カーボン・クレジット制度等
日本政府	● J-クレジット制度 ● 二国間クレジット制度（JCM）
国連	● パリ協定6条4項メカニズム
その他	● 民間団体、海外の政府、地方自治体などが運営する制度

カーボン・オフセットに係る情報提供項目について

- カーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築のためには、消費者等への適切な情報提供が行われることが不可欠。
- カーボン・オフセットの取組に際し、関連法令等を鑑みて、必ず情報提供すべき項目は以下の通り（抜粋）。

全般	カーボン・オフセットの対象活動の内容
	オフセット主体※1
排出量の認識	カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲・期間
	対象活動内の温室効果ガス排出源
	算定対象範囲
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書）
	算定排出量
排出削減	温室効果ガス排出削減の取組内容
	温室効果ガス排出削減を促す取組

埋め合わせ	オフセット量又は算定排出量に対するオフセット比率
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類
	クレジットのプロジェクト名 （プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）
	クレジットのプロジェクトタイプ （太陽光発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの発行年と排出削減・除去が行われた年
	クレジットの無効化（予定）日・無効化方法

.....

カーボン・オフセットの取り組みのPRについて



- カーボンオフセットの取り組みについては、「どんぐり制度」や「カーボンオフセット宣言」によってPRすることが可能。

どんぐり制度とは？

製品やサービスのライフサイクルで排出される温室効果ガス排出量を算定し、その削減に取り組んだ上で、どうしても減らせなかった排出量をオフセットする仕組み。



カーボンオフセット宣言とは？

環境省が公開するカーボン・オフセット指針及びカーボン・オフセットガイドラインに則ってオフセットを行った場合、カーボン・オフセットの取組に係る適切な情報提供を行うことで、透明性のあるカーボン・オフセットに取り組んでいる旨を主張できる仕組み。



(※) 利用事例については、Jクレジット制度ウェブサイトより検索可能。

[クレジットの活用事例一覧](#) | [J-クレジット制度](#)

カーボン・オフセットを巡る昨今の状況

グリーンウォッシュについて

- 2015年のパリ協定以降、ネットゼロに向けて温室効果ガスの削減を約束する企業が増えているが、疑わしい計画（カーボンオフセットを含む）に基づく場合がある、との指摘がある。

How is the UN tackling greenwashing?

Since the adoption of the Paris Agreement in 2015, an increasing number of companies have pledged to reduce their greenhouse gas emissions to net zero - a level where any remaining emissions would be absorbed by forests, the ocean or other "carbon sinks." However, those claims are often based on questionable plans, including emissions offsetting and "insetting" – rather than actual emission cuts. As such, the transparency and integrity of such claims remain critically low and risk creating a failure to deliver urgent climate action.

In response to the rise in greenwashing in net-zero pledges, the Secretary-General established a High-Level Expert Group tasked with developing stronger and clearer standards for net-zero emissions pledges by companies, financial institutions, cities and regions, and speed up their implementation. In its report "Integrity Matters," the Expert Group outlined ten recommendations for credible, accountable net-zero pledges and detailed the necessary considerations for each stage towards achieving net zero and addressing the climate crisis. A checklist for companies to follow is available here.



カーボンオフセットに係る批判について



- 近年、一部の企業のカーボンオフセットについて、適切ではないとの批判がなされている。

<カーボンオフセットの利用に係る批判の例>

国際的にも著名な複数の企業が、熱帯雨林に係るカーボンクレジットを利用し、クレジットのオフセットが行われているが、実際には森林破壊の減少が生じているといった証拠はほとんどなく、94%ものクレジットは気候変動になんら貢献をしていない。

「世界初のカーボンニュートラル航空」と広告等で謳っているが、当該航空会社の環境主張はジャンククレジットに依拠していて、気候危機に対応していない。

カーボンニュートラルとされている製品が、実際にはオフセットが数十年にわたって発生するものではない。

ペンシルベニア大学ウェブサイト及びその参照記事、ガーディアン紙記事を参考に作成

<https://web.sas.upenn.edu/pcssm/news/too-many-carbon-offset-claims-are-greenwashing-us-into-a-hotter-world/>

<https://www.theguardian.com/environment/2023/jan/18/revealed-forest-carbon-offsets-biggest-provider-worthless-verra-aoe>

グリーンウォッシュに係る海外の動向（カーボンオフセット関連）



地域	規制	内容
EU	グリーンクレーム指令 （2023年3月に指令案を公表。審議中）	・消費者が信頼できる環境主張やラベルに基づいた購買行動をとれるようにすることで、グリーンへの移行を加速化すること等を目的とした指令。 ・カーボンオフセットに基づいて製品やサービスのGHG排出量がニュートラル、削減された、ポジティブなインパクトがあると主張することは禁止（一方で、事業者が主張することは許容）
アメリカ	グリーンガイド （1992年に初版公表。これまでに3回改訂）	・商業活動において、業者が不当で誤解を与えるような環境主張を行うことを回避できるよう定めたガイダンス。<u>カーボンオフセットについてのガイダンスも含む。</u> ・2023年6月期限でパブコメを実施したが、その中で、<u>カーボンオフセットについても既存のガイダンスの修正の必要性等についての質問を含む。</u>
イギリス	グリーンクレームコード （2021年9月公表）	・企業が環境主張を行う際に、既存の消費者保護法における規制を理解し、従うことを助けることを目的としたガイダンス。 ・カーボンオフセットの主張を行う際には、<u>企業は利用しているスキーム（客観的に検証可能な基準や測定方法に基づく）に関する情報を提供すべきこととしている。</u>
フランス	気候変動への対処およびその影響に対するレジリエンス強化に関する法律 （2023年1月発効）	・社会的公正性を維持しつつ、2030年までに温室効果ガスを1990年比40%削減する中期目標を達成するために制定。 ・カーボンオフセットに使われる排出削減量は、<u>測定可能、検証可能、永続的、追加的である必要がある</u>としている。

以下の各国政府ウェブサイト进行参考に作成

EU <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023PC0166>

アメリカ <https://www.ftc.gov/news-events/topics/truth-advertising/green-guides>

イギリス <https://www.gov.uk/government/publications/green-claims-code-making-environmental-claims>

フランス <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043956924>